弁済　宅建 H05-06-4 ≪#859≫

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bから 100 万円を借り入れている。Aは、弁済にあたり、Bに対して領収証を請求し、Bがこれを交付しないときは、その交付がなされるまで弁済を拒むことができる。

【答え】 正しい

≪ポイント≫ 受取証書の交付請求等 【宅建★入門】

1　弁済をする者は、**弁済と引換えに、**弁済を受領する者に対して**受取証書の交付**を請求することができる。

2　弁済をする者は、前項の**受取証書の交付に代えて、**その内容を記録した**電磁的記録の提供**を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。（民法 486 条）

≪関連知識≫

受取証書の交付請求（電磁的記録の提供）	**弁済と同時履行**
債権証書の返還請求	**弁済と同時履行の関係に立たない ⇒ 全部弁済後に、債権証書の返還請求**